

寺院「過去帳」に流産・死産児が記録され始めた時期と関連法規

川口 洋 上原 邦彦 日置 慎治
帝塚山大学 経営情報学部

本稿では、「過去帳」分析システムを用いて、寺院「過去帳」に流産・死産児が記録され始めた時期と法規との関係について検討する。「過去帳」分析システムは、「過去帳」古文書画像データベース、「過去帳」分析プログラム、検索利用マニュアルから構成されている。本システムには、18カ寺における約4万人の被葬者が登録されており、51項目の死亡指標を表示することができる。神奈川県などでは、明治13(1880)年から流産・死産の届出を義務付け、戸長の作成する埋葬承認証のない死屍の埋葬を禁止した。これにともない、寺院「過去帳」に流産や死体分娩などが明記されるようになり、流産・死産児などに孩子系、嬰子系、泡兒系、胎子系、水子といった戒名の位号を付けて供養する習慣が普及していったとみられる。

When did the priests start to record the miscarriages and the stillborn babies in the Japanese Buddhist temple death registers?

Hiroshi Kawaguchi Kunihiko Uehara Shinnji Hioki
Faculty of Business Administration
Tezukayama University

We have constructed a database system for analyzing the Japanese Buddhist temple death registers which are called *Kako-Cho* (KC). The system is composed of the database of the KC data, programs for outputting 51 kind of demographic statistics concerning with mortality, and the manual for users. We have stored up approximately 40 thousand deaths in 18 Buddhist temples. With this system, we can point out that in the wake of changes in laws concerning the registration of the deaths and the burial certification, the priests started to record the miscarriages and the stillborn babies in the KC from the 1880s.

1. はじめに

本稿では、「江戸時代における人口分析システム(DANJURO ver.4.0)」を構成する「過去帳」分析システムに登録されている子供に付けられた戒名の分析を通じて、旧稿で提起した流産・死産児が戒名を付けて寺院「過去帳」に供養されるようになった時期について再考したい[1], [2].

寺院「過去帳」は、近代移行期の日本における人口現象を復原するうえで、「宗門改帳」や「戸籍」と並ぶ基礎的史料である。明治初頭に記録が途絶える「宗門改帳」とは異なり、寺院「過去帳」は、幕末維新期を挟んで長期間にわたり、死亡者を記録し続けている点で貴重である。他方、寺院「過去帳」の史料性格の検討について、記録内容の吟味が重要課題として強調されて久しいが、未だ緒についた段階に留まっている[3]。「宗門改帳」とは異なり、寺院「過去帳」から檀家の総人口や性別・年齢別人口といった人口分析に不可欠な *at risk population* を求めることはできない[4]。そのため寺院「過

去帳」を用いて死亡数の時系列変化を追跡するには、戒名をつけて葬られた被葬者について慎重に吟味する必要がある。

後述するように、神奈川県などでは明治13(1880)年から流産届、死体分娩届を戸長役場に提出して、埋葬承認証を受け取り、墓地を管理する寺院に提出することを義務付けた。戸長役場は、前月分の流産届や死体分娩届を取り纏め、毎月、郡区役所を経て府県衛生課に提出することとなった。府県は、この集計結果にもとづいて府県統計書の人口統計を整備したとみられる。そのため、流産・死産児に関する府県統計書の記録と法整備との関係についても、寺院「過去帳」の検討を通じて間接的に接近を図ることができる。

2. 寺院「過去帳」

寺院「過去帳」は、被葬者を①死亡日順に記録した「日繰り」、②死亡年月日順に記録した「年繰り」、③家ごとに整理した史料の3種類に大別できる。3種類の寺院「過去帳」には、いずれも被葬者の戒名、俗名、死亡年月日が記

録されている。なかには、被葬者の死亡年齢、居住地、死因、死亡地、出身地、生年月日が書かれている史料も確認できる。

瑞雲明祥信女	春嶺淨光禪定門	離相妙圓信女	覺室智海大姉	椿叟惠年信士	理山玄趣禪定門	法道慈雲禪定門
二月十九日	三月廿九日	四月廿一日	四月廿一日	四月廿七日	八月八日	十月廿七日
幻泡童女	緑蔭禪定門	智悦童女	空山明道信士	一相良國禪定門	自微童子	觀堂慈音信士
二月廿七日	六月廿五日	七月廿九日	八月廿九日	十二月八日	八月廿九日	十二月廿四日
自彰童女						
二月廿二日						

図1 青梅市D寺「過去帳」の記載例

近年著しい展開をみせている歴史人口学では、「宗門改帳」の分析事例は急増している。しかし、寺院「過去帳」を用いた研究は1980年代以降、逆に減少している。その要因として、①史料整理に膨大な作業量が必要である、②人権問題などのために史料収集が至難である、③史料の性格が未解明であるといった点が指摘できる。

本研究で構築した「過去帳」分析システムは、①に関して史料読解から人口学的指標の算出に至る研究過程の短縮を図るだけでなく、寺院「過去帳」から死亡統計を求める研究過程の再現性を保障するとともに、古文書画像データと文字データとして寺院「過去帳」の保存を図り、研究者間における史料と分析方法の共有を目指している。

②についても、本システムに史料を蓄積する作業は、関係各寺院の理解のもとに、今後とも順調に進展すると思われる。

③に関して、寺院「過去帳」の記録内容を分析するには、ア)史料の作成年代や作成者などを特定する書誌学的検討、イ)寺檀関係の解明、ウ)「宗門改帳」や墓碑銘などの関連資料との比較が不可欠である。イ)については、寺院

「過去帳」に記録されている被葬者の出身地や死亡地を検討した研究[5]、ウ)については、近世墓と寺院「過去帳」との比較研究などがとくに注目される[6]。史料の性格を十分吟味せずに人口統計学の手法を寺院「過去帳」に適用することは、絶対に避けなければならない。

3. 「過去帳」分析システムの概要

3.1. 開発環境と構成

「過去帳」分析システムを含む「江戸時代における人口分析システム(DANJURO ver. 4.0)」は、HP ProLiant ML150 G3 をサーバ機とデータベース機、Microsoft Windows 2003 R2 をOS、Oracle Database 10.2.0.1 をDBMS、Oracle Internet Application Server 10.1.3.2 をWeb Server として構築・運用されている。本システムを利用するには、利用者側コンピュータにInternet Explorer 8.0 以上、Firefox 3.6 以上などのWeb ブラウザーとExcel 2003 以上を準備する必要がある。DANJURO ver. 4.0 のURL は、<http://kawaguchi.tezukayama-u.ac.jp>である。

DANJURO ver. 4.0 は、「宗門改帳」分析システム、「過去帳」分析システム、「幕末維新期人口史料」分析システム、古文書文字の認識、研究費・研究成果・受賞歴、および関連サイトへのリンクから構成されている[7]。

「過去帳」分析システムは、「過去帳」古文書画像データベース、「過去帳」分析プログラム、検索利用マニュアルから構成されている。本システムでは、二重の認証画面を設け、利用登録をした研究者以外の利用を制限している。

3.2. 「過去帳」古文書画像データベース

2011年11月3日現在、「過去帳」分析システムには、武蔵国多摩郡、相模国大住郡、淘綾郡、美作国真庭郡、および備後国御調郡に立地する18カ寺の約4万人にのぼる被葬者が登録されている(表1)。なかでも、多摩郡の11カ寺は、19世紀初頭に編纂された『新編武蔵国風土記稿』で確認できる同郡における寺院総数803カ寺の1.4%に相当する。

次に示すデータ項目のうち、ゴシック体で示したのが画像データ、下線を引いたものが数値データ、それ以外は文字データである。

寺院「過去帳」テーブル…寺院所在地、寺院名、寺院の位置(北緯)、寺院の位置(東経)、宗教・宗派、史料名、死亡年(西暦)、死亡年月日(旧暦)、死亡年月日(新暦)、戒名、性別、居住地、俗名、死亡年齢、出生年(西暦)、生年月

表1 「過去帳」古文書画像データベースに登録されている被葬者

寺院の所在地	現在地	寺院名	死亡年	被葬者数(人)
武蔵国多摩郡川崎村	東京都羽村市	A寺	1736-1910	2,608
武蔵国多摩郡下石原宿	東京都調布市	B寺	1579-1910	1,631
武蔵国多摩郡五日市村	東京都あきる野市	C寺	1278-1910	2,542
武蔵国多摩郡千ヶ瀬村	東京都青梅市	D寺	1786-1910	2,207
武蔵国多摩郡打越村	東京都八王子市	E寺	1494-1910	2,045
武蔵国多摩郡羽村	東京都羽村市	F寺	1646-1910	2,413
武蔵国多摩郡日野宿	東京都日野市	G寺	730-1910	4,939
武蔵国多摩郡羽村	東京都羽村市	H寺	1683-1910	2,906
武蔵国多摩郡福島村	東京都昭島市	I寺	1364-1910	2,491
美作国真庭郡新庄村	岡山県真庭郡新庄村	J寺	1653-1910	3,862
武蔵国多摩郡横沢村	東京都あきる野市	K寺	1550-1804, 1889-1910	2,601
備後国御調郡三庄村	広島県因島市	L寺	1829-1863	708
武蔵国多摩郡福生村	東京都福生市	M寺	528-1910	2,900
相模国大住郡石田村	神奈川県伊勢原市	N寺	1595-1870	871
相模国淘綾郡川勾村	神奈川県中郡二宮町	O寺	1628-1873, 1908	1,375
相模国淘綾郡二宮村	神奈川県中郡二宮町	P寺	1804-1847, 1862, 1887-1896	836
相模国淘綾郡二宮村	神奈川県中郡二宮町	Q寺	1631-1885	2,170
相模国淘綾郡山西村	神奈川県中郡二宮町	R寺	1292-2007	694
合 計				39,799

日(旧暦), 生年月日(新暦), 死因,
死亡地, 出身地, 古文書画像.

「過去帳」データベースは, 検索条件入力画面, 検索結果のブラウジング画面, 被葬者の詳細情報表示画面, 「過去帳」古文書画像情報の表示画面, download 項目の選択画面, および download の実行画面から構成されている.

3. 3. 「過去帳」分析プログラム

「過去帳」分析プログラムを用いて, 以下 51 項目の人口学的指標を算出して, 利用者側コンピュータにグラフ表示することができる.

- ①被葬者数に関する指標…男女別被葬者数, 男性被葬者数, 女性被葬者数, 被葬者の性比, 日別男女別被葬者数, 日別男女別死亡指数, 日別被葬者の性比死亡地が記録されている被葬者数, 死亡地が記録されている被葬者の構成比, 出身地が記録されている被葬者数, 出身地が記録されている被葬者の構成比, 居住地が記録されている被葬者数, 居住地が記録されている被葬者の構成比.
- ②年齢別死亡構造に関する指標…戒名の位号の出現頻度, 戒名の位号の構成比, 死亡年齢と戒名の位号(全体), 死亡年齢と戒名の位号(子供), 死亡年齢と戒名の位号(成人), 死亡年齢と戒名の位号(出家など), 戒名の位号別被葬者数(子供), 戒名の位号別被葬者数(成人), 戒名の位号別被葬者数(出家など), 年齢階層別被葬者数, 子供の被葬者数, 成人の被葬者数, 年齢階層別被葬者の性比.
- ③死亡の季節性に関する指標…月別男女別被

葬者数, 月別男女別死亡指数, 月別被葬者の性比, 月別年齢階層別被葬者数, 月別年齢階層別死亡指数, 月別年齢階層別被葬者の性比, 季節別男女別被葬者数, 季節別男女別死亡指数, 季節別被葬者の性比, 季節別年齢階層別被葬者数, 季節別年齢階層別死亡指数, 季節別年齢階層別被葬者の性比.

- ④死因などに関する指標…死因が記録されている被葬者数, 死因が記録されている被葬者数の構成比, 男女別流産・死産児数, 戒名の位号別流産・死産児数, 男女別天然痘死亡数, 天然痘死亡者の死亡年齢, 戒名の位号別天然痘死亡数, 出生年が記録されている被葬者数, 出生年が記録されている被葬者の構成比, 死亡年月日が記録されている被葬者数, 死亡年月日が記録されている被葬者の構成比, 死亡年齢が記録されている被葬者数, 死亡年齢が記録されている被葬者の構成比.

「過去帳」分析プログラムは, 人口学的指標選択画面, データ検索画面, およびデータの download 画面から構成されている. 利用者側コンピュータに指標を表示するには, Microsoft Excel のグラフ作成用マクロファイルとデータファイルの両者をダウンロードする必要がある.

4. 子供に付けられた戒名の位号

「過去帳」分析システムに蓄積されている 18 ヲ寺の戒名の位号のうち, 子供に付けられたものは, 童子, 童児, 童男, 童女, 尼童子, 禪童子, 禪童女, 禪童尼, 孩子, 孩児, 孩兒, 孩女, 孩亡, 嬰子, 嬰兒, 嬰兒, 嬰女, 嬰亡, 殤子,

表2 子供に付けられた戒名の位号の出現頻度

戒名の位号	A寺	B寺	C寺	D寺	E寺	F寺	G寺	H寺	I寺	K寺	M寺	合計
童子、童児、童男、童女、尼童子、禪童子、禪童女、禪童尼	918	371	741	742	447	702	1,157	542	730	535	585	7,470
孩子、孩児、孩兒、孩女、孩亡	20	50	81	76	32	58	184	120	15	9	176	821
嬰子、嬰兒、嬰兒、嬰女、嬰亡	0	3	0	2	2	8	41	65	81	3	3	208
泡兒、泡女、胎子、胎児、胎女、水子	0	0	0	0	0	0	18	0	5	0	2	25

表3 死産・死生・死胎(体、軀)分娩・流産・出産ノ砌死去・出産ニ死の場合に付けられた戒名の位号の出現頻度

戒名の位号	性別	A寺	B寺	C寺	D寺	E寺	F寺	G寺	H寺	I寺	K寺	M寺	合計	性比
童子、童児、童男、童女、尼童子、禪童子、禪童女、禪童尼	男	0	2	4	0	0	4	1	1	6	16	0	34	106.3
	女	0	4	1	3	0	7	0	0	9	8	0	32	
孩子、孩児、孩兒、孩女、孩亡	男	0	10	7	0	0	12	2	8	1	4	0	44	146.7
	女	0	1	8	0	0	14	2	4	1	0	0	30	
嬰子、嬰兒、嬰兒、嬰女、嬰亡	男	0	0	0	0	0	2	0	8	9	0	0	19	86.4
	女	0	0	0	0	0	3	0	14	4	1	0	22	
	不明	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	
	不明	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	33.3
泡兒、泡女、胎子、胎児、胎女、水子	男	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
	女	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	3	
	不明	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	0	6	

殤亡、泡兒、泡女、胎子、胎児、胎女、および水子とみられる。

多摩郡下 11 カ寺の戒名を整理した表 2 によれば、子供に付けられた位号のうち最も出現頻度が高いものは、童子、童児、童男、童女、尼童子、禪童子、禪童女、禪童尼といった童子系位号である。11 カ寺の寺院「過去帳」から確認できる子供に付けられた 8,524 の戒名の 88% に相当する 7,470 が童子系位号を持つ。寺院ごとにみると、童子系位号を持つ被葬者の構成比は、75% (H 寺) から 98% (A 寺, K 寺) を占める。

11 カ寺の寺院「過去帳」から確認できる子供に付けられた 8,524 の戒名の 10% に相当する 821 が、孩子、孩児、孩兒、孩女、孩亡といった孩子系位号を持つ。寺院ごとにみると、孩子系位号を持つ被葬者の構成比は、2% (A 寺, I 寺) から 23% (M 寺) である。

嬰子、嬰兒、嬰兒、嬰女、嬰亡を含む嬰子系位号、泡兒や泡女を含む泡兒系位号、胎子、胎児、胎女を含む胎子系位号、および水子といった位号の出現頻度は少なく、子供に付けられた 8,524 の戒名の 3% に当たる 233 にすぎない。このような位号は、A 寺と C 寺で全くみられず、B 寺, D 寺, E 寺, F 寺, K 寺, M 寺でも稀である。

史料調査に御協力いただいた 11 カ寺の住職は、宗派にかかわらず、本山から戒名のつけ方を指導・指示された経験を持っていない。寺院ごとに在地の慣習を先代住職から習い覚え、戒名を付けている。住職からの聞き取り調査は、子供に付けられた戒名の位号の構成比が寺院ごとに大きく異なっている状況と整合性を持っている。

5. 流産・死産児につけられた戒名の位号

表 3 によれば、流産・死産児には、童子系、孩子系、嬰子系、泡兒系、胎子系、および水子といった多様な位号が付けられている。G 寺と I

寺では、童子系、孩子系、嬰子系、胎子系、泡兒系、および水子といったすべての位号が確認できる。流産・死産児に童子系位号だけを付けているのは D 寺に限定される。一方、流産や死産に関わる記録は、A 寺, E 寺, M 寺の寺院「過去帳」にみられない。そのため、戒名の位号にもとづいて流産・死産児を判別することはできない。流産・死産児に付けられた戒名の位号にも、寺院ごとに大きな差異がみとめられる。

「死産」, 「死生」, 「死胎(体、軀)分娩」, 「流産」, 「出産ノ砌死去」, 「出産ニ死」といった記録は、B 寺では 1884 年から、C 寺では 1825 年の 1 例を除くと 1882 年から、D 寺では 1890 年から、F 寺では 1892 年から、G 寺では 1890 年から、H 寺では 1895 年から、I 寺では 1891 年から、K 寺では 1798 年と 1801 年の 2 例を除くと 1889 年から現れる。ここでは、C 寺の 1825 年, K 寺の 1798 年と 1801 年の 3 例を除くと、寺院「過去帳」に流産や死胎分娩などが記録されるようになるのは、1880 年代以降である点に注目したい。

6. 戒名の位号と死亡年齢

表 4 によれば、多摩郡下 11 カ寺の寺院「過去帳」に死亡年齢が記録されている子供の被葬者のうち、童子系位号を持つ 1,026 人の 11% に当たる 116 人が流産、死産、または生後 1 ヶ月以内に死亡しており、49% を占める 498 人が生後 1 年以上生存したとみられる死亡者である。死亡年齢が 16 歳以上の被葬者は、A 寺で 20 歳, 25 歳, および 31 歳の各 1 人, D 寺で 17 歳と 25 歳の各 1 人が確認できるにすぎない。童子系位号は、流産・死産児から死亡年齢が 15 歳以下の死亡者に至る幅広い年齢に付けられていた。

他方、死亡年齢が記録されている子供の被葬者のうち、孩子系位号を持つ 161 人の 79% に相

当する 127 人，嬰子系位号を持つ 107 人の 59% を占める 63 人，泡兒系，胎子系，水子の位号を持つ 13 人の 85% に当たる 11 人は，流産，死産，または生後 1 ヶ月以内に死亡している．死亡年齢が 2 歳より大きい被葬者のうち孩子系位号を持つ者は，H 寺で 9 歳と 12 歳の各 1 人が確認できるとどまる．したがって，孩子系，嬰子系，泡兒系，胎子系，水子の位号は，原則として流産・死産児，周産期死亡児，新生児死亡児に付けられたとみられる．このような位号が，生後 1 年以上生存した幼児に付けられた事例は稀であった．

表 5 によれば，孩子系，嬰子系，泡兒系，胎子系，水子の位号は，1880 年代以前の用例が少ない．11 ヶ寺の寺院「過去帳」のなかで孩子系位号の初出は，G 寺における 1791 年の孩児（男）である．1879 年以前に記録された孩子系位号を持つ 155 人の 57% に当たる 89 人，嬰子系位号を持つ 26 人の 85% に当たる 22 人が G 寺「過去帳」の被葬者である．1879 年以前に確認できる孩子系・嬰子系位号を持つ戒名の多くは，日野宿の G 寺で付けられた．そのため，流産・死産児，周産期死亡児，新生児死亡児などに孩子，孩児，孩兒，孩女，孩亡，嬰子，嬰兒，嬰兒，嬰女，嬰亡，泡兒，泡女，胎子，胎兒，水子といった位号を付け，寺院「過去帳」に記録して供養する習慣は，1790 年代から日野宿のような町場で始まり，1880 年代から多摩郡に普及していったとみられる．

1880 年以降，孩子系位号を持つ被葬者数は 10 年ごとに倍増しており，嬰子系位号を持つ被葬者数は 1900 年から急増している．そのため，流産・死産児，周産期死亡児，新生児死亡児などを寺院「過去帳」に記録して供養する習慣は，1880 年代から一斉に普及したのではなく，段階

的に増加していったとみられる．

7. 関連法規

多摩郡が所属していた神奈川県は，明治 13（1880）年 5 月 3 日に「墓地規則」（甲第七十六號）を，同年 5 月 4 日に「死亡及ヒ流産届規則」（甲第八十號）を定め，明治 10（1877）年 7 月 4 日の「死亡届規則」（甲第七十二號）に規定されていなかった流産届の提出を義務付け，明治 13 年 6 月 1 日から施行する旨を布達した．妊娠 4 ヶ月以上の流産・死産児については，家人が医師か産婆の作成した流産届を戸長役場に提出して，町村衛生委員と戸長の検閲を受けたのち，戸長役場が作成した埋葬承認証を受け取って寺院に提出することとなり，埋葬承認証のない死屍の火葬埋葬が禁止された．

さらに神奈川県は，明治 13 年 12 月 23 日に「死亡及ヒ流産届規則」（甲第八十號）などを廃止して「死亡及流産死胎分娩届規則」（甲第二百廿四號）を定め，翌明治 14（1881）年 1 月 1 日から施行する旨を布達した．すなわち，妊娠 4 ヶ月以上 28 週以内に分娩した流産と 29 週以後に分娩した死胎分娩の場合にも，産後 3 日以内に医師か産婆が作製した流産死胎分娩届を戸長役場に提出して，戸長の検閲を受けたのちに，埋葬承認証を受け取り，葬式を行う教導職に提出することとなり，埋葬承認証がない死屍の火葬埋葬が禁止された．

神奈川県に 2 ヶ月ほど遅れて東京府は，明治 13（1880）年 7 月 14 日に明治 9（1876）年に布達した「死亡届差出方順序」（甲第百號）を廃止して，「死亡届并埋葬證規則」（甲第七拾五號）を定め，同年 8 月 1 日からこの規則を施行する旨を布達した[8]．東京府では，妊娠 3 ヶ月

表 4 死亡年齢別戒名の位号の出現頻度

死亡年齢	童子系位号				孩子系位号				嬰子系位号				泡兒系・胎子系・水子位号			
	男	女	不明	性比	男	女	不明	性比	男	女	不明	性比	男	女	不明	性比
2歳以下(1ヶ月以下)	280(64)	248(52)	0	112.9(123.1)	95(76)	63(51)		150.8(149.0)	39(25)	65(35)	3(3)	60.0(71.4)	3(2)	4(3)	6(5)	75.0(66)
2歳<	252	244	2	103.3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年齢の記録なし	3,429	2,998	17	114.4	368	247	45	149.0	24	64	13	37.5	2	5	5	40.0
合計	3,961	3,490	19	113.5	463	312	46	148.4	63	129	16	48.8	5	9	11	55.6

表 5 年代別戒名の位号の出現頻度

西暦	童子系位号				孩子系位号				嬰子系位号				泡兒系・胎子系・水子位号			
	男	女	不明	性比	男	女	不明	性比	男	女	不明	性比	男	女	不明	性比
1790 ~ 1799	156	137		113.9	3	1	1	300.0	0	0	0	0	0	0	0	0
1800 ~ 1809	159	150		106.0	3	2	1	150.0	0	0	0	0	0	0	0	0
1810 ~ 1819	116	119		97.5	1	1	1	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0
1820 ~ 1829	162	145	1	111.7	13	3	1	433.3	0	0	0	0	0	0	0	0
1830 ~ 1839	223	214		104.2	5	3	0	166.7	0	1	0	0	0	0	0	0
1840 ~ 1849	312	249		125.3	5	1	2	500.0	0	1	1	0	0	0	0	0
1850 ~ 1859	200	208	1	96.2	10	4	1	250.0	0	0	0	0	0	0	0	0
1860 ~ 1869	233	197	1	118.3	32	13	6	246.2	0	2	6	0	0	0	0	0
1870 ~ 1879	204	179		114.0	16	10	16	160.0	0	10	5	0	0	0	0	0
1880 ~ 1889	223	181	1	123.2	51	26	1	196.2	0	11	1	0	0	0	0	0
1890 ~ 1899	306	266	2	115.0	91	82	4	111.0	1	12	1	8.3	3	5	5	60.0
1900 ~ 1909	313	272	4	115.1	209	150	3	139.3	57	78	2	73.1	2	3	6	66.7
合 計	2,607	2,317	10	112.5	439	296	37	148.3	58	115	16	50.4	5	8	11	62.5

以上経て流産あるいは死胎分娩した者は、医師か産婆の書いた流産届、または死體分娩届を郡区役所に提出して、郡区役所から埋葬免許證を受け取り、寺院の住職に提出しなければ死者を埋葬できなくなった。流産届、死體分娩届、および死亡届の提出先と埋葬免許證の作成は、同年7月22日に布達された甲第七拾九號により、区役所または戸長役場に改正された[9]。

東京府知事松田道之は、甲第七拾五號の立按説明で「・・・殊ニ流産ニ至テハ從來判然タル成規ナキヲ以テ、其届出ツル者ハ僅々百分中ノ幾分ニ居ルモ知ルヘカラス。本年内務省ヨリ各府縣ニ頒布セラレタル表式ニ流産ノ比例ヲ掲クト雖トモ、之ヲ調査スルニ由ナシ。且流産及死胎分娩ノ如キハ固ヨリ墮胎壓死ノ嫌疑ヲ免カレサル者トス。是亦醫師或ハ産婆ノ保證ト埋葬證トヲ要スル所以ナリ。」と述べている[10]。このなかで、「本年内務省ヨリ各府縣ニ頒布セラレタル表式」は、内務省から指示された府県統計書の雛形を示すとみられる。すなわち、東京府では、府県統計書に流産に関する数値を記載するという内務省からの指示が「死亡届并埋葬證規則」立按の理由となっていた。

さらに、府知事が、流産・死胎分娩と墮胎壓死との関係に言及している点にも注目したい。医師や産婆による流産・死産児の流産届、死體分娩届の作成と郡区役所への提出を義務付けることにより、墮胎や壓死の抑止を企図した可能性がある。

全国的にみると明治政府は、明治17(1884)年10月4日に「墓地及埋葬取締規則」(太政官布達第二十五號)を定め[11]、この規則に違背した者は、違警罪の刑に処することを同日付の太政官達第八十二號で警視庁と府県に布達した[12]。刑罰については、刑法(明治13(1880)年太政官布告第三十六號)、違警罪、第四百二十七條十の「死亡ノ申告ヲ為サスシテ埋葬シタル者」は、「一日以上三日以下ノ拘留ニ處シ又ハ二十錢以上一圓二十五錢以下ノ科料ニ處ス」を適用したと考えられる[13]。

明治17年11月18日、「墓地及埋葬取締規則」の第八条「此規則ヲ施行スル方法細則ハ警視總監府知事縣令ニ於テ便宜取設ケ内務卿ニ届出ヘシ」に対応する「墓地及埋葬取締規則細目標準」(内務省達乙四十號)が警視庁と府県に布達された[14]。流産・死産児の埋葬にかかわる条文は、第拾壹條「…妊娠四ヶ月以上ノ死胎ニ係ルトキハ醫師若クハ産婆ノ死産證ヲ差出シ區長又ハ戸長ノ認許證ヲ乞フベシ…」、第拾貳條「區戸長ハ前條ノ届書證書ヲ領収スルニアラサレハ埋火葬ノ認許證ヲ與フヘカラス」、および「墓地及埋葬取締規則」の第五條「墓地及火

葬場ノ管理者ハ區長若クハ戸長ノ認許證ヲ得タル者ニ非サレハ埋葬又ハ火葬ヲナサシムヘカラス…」である。

「墓地及埋葬取締規則細目標準」が布達される約3年前から、医師や産婆の作成した流産届、死體分娩届、死亡届の提出を義務付けていた東京府は、明治24(1891)年8月10日の「墓地及埋葬取締規則」(警察令第十二号)により、罰則を明文化した。第八条「埋葬又ハ改葬ヲ為サントスル者ハ、左ノ手續ヲ為スヘシ。一、埋葬ハ、區長又ハ町村長ノ認許証ヲ受ケ、火葬ハ尚ホ之ニ火葬場管理者ノ捺印ヲ受クヘキモノトス。(二、三項略)」については、第十九条で「本則ヲ犯シタル者ハ、左ノ區別ニ依リ拘留又ハ科料ニ處ス。五、第八条ハ、刑法第四百二十七條第十項ニ依リ、一日以上三日以下又ハ貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下。」と定められた[15]。

村越一哲によれば、大阪府は、明治18(1885)年5月12日の「墓地及埋葬取締規則」(大阪府布達甲第四十二號)で医師だけに死産證の作成を求めており、産婆にも死産證書や死胎検案書の作成を求めるようになったのは明治33(1900)年12月3日の府令八十號を待たなければならなかった[16]。「墓地及埋葬取締規則細目標準」に応じて各府県が内務卿に届け出た「墓地及埋葬取締規則」には、相当な地域差があったとみられる。

8. 寺院「過去帳」に流産・死産児が供養され始めた時期と法規との関係

本章では、多摩郡に立地する11ヶ寺の寺院「過去帳」に流産・死産児が供養されるようになった時期と法規との関係について検討する。

流産や死産などが寺院「過去帳」に明記されるようになったのは、1880年代以降のことであり、多様な戒名の位号が流産・死産児に付けられていた。子供に付けられた位号の約9割を占める童子系位号は、原則として15歳以下の幅広い年齢の死亡者に付けられた。一方、子供に付けられた位号の約1割を占める孩子系、嬰子系、泡兒系、胎子系、水子の位号は、原則として流産・死産児、周産期死亡児、新生児死亡児に付けられたとみられる。孩子系、嬰子系、泡兒系、胎子系、および水子といった位号は、日野宿のG寺を除くと、1880年代まで用例が極めて少ない。したがって、多摩郡では、流産・死産児、周産期死亡児、新生児死亡児などに孩子系、嬰子系、泡兒系、胎子系、水子の位号を付け、寺院「過去帳」に供養する習慣は、1790年代に日野宿のような町場から始まり、1880年代から段階的に普及していったとみられる。

多摩郡の所属する神奈川県は、明治13

(1880)年に「墓地規則」,「死亡及ヒ流産届規則」,および「死亡及流産死胎分娩届規則」を,東京府では「死亡届并埋葬證規則」をそれぞれ布達して,流産・死産の届出を義務付け,戸長の作成する埋葬承認証,または埋葬免許證のない死屍の埋葬を禁止した.このような布達が明治13年に制定されたのは,内務省から各府県に府県統計書の雛形が示され,流産・死産の記載が求められたためと推測される.

全国的には,明治17(1884)年から罰則をとまう「墓地埋葬取締規則」や「墓地及埋葬取締細則」(東京府では明治24(1891)年)などが整備されていった.

流産・死産の届出を義務付け,罰則を強化していった一連の法整備にともない,寺院「過去帳」に流産や死体分娩などと明記して,流産・死産児に戒名を付けて寺院「過去帳」に供養する習慣が,1880年代から段階的に普及していったとみられる.

9. おわりに

本稿で指摘した戒名の位号の変化は,18世紀末から19世紀末までの期間に,流産・死産児の葬送墓制が大きく変容したことを示唆している.多摩郡では,1880年代まで流産・死産児などに戒名を付けて埋葬する習慣が定着していなかった可能性が高い.そのため,1880年代から孩子系,嬰子系,泡兒系,胎子系,水子といった新たな位号を導入して,従来から幅広い年齢の子供に付けられていた童子系位号との差異を強調する寺院も現れたのではなかろうか.

高瀬真人は,「墓地及埋葬取締規則」の制定により,無届に終わる乳幼児死亡が急速に減少して,1890年頃からわが国の死亡登録の完全性が高水準となった可能性を示唆した[17].斎藤修も高瀬の見解を支持している[18].しかし,本稿で指摘した1880年代を境とした多摩郡下の寺院「過去帳」に供養されている子供に付けられた戒名の変化は,流産・死産児,周産期死亡児,新生児死亡児が1880年代から段階的に戸長役場などに届出られていった過程を跡付けているとみられる.そのため,府県統計書などに記載されている流産や死産に関する統計の精度についても,なお再検討の余地があると思われる.

寺院「過去帳」に関する史料吟味は,ようやく緒についた段階にあり,未解明の問題が多い.今後の課題として,以下の諸点を挙げることができる.

- 1) 神奈川県周辺における寺院「過去帳」の収集を継続して,「過去帳」分析システムの規模拡大を図る.
- 2) 内務省から示された「墓地及埋葬取締規

則細目標準」に神奈川県がどのように対応したかという視点から,明治17(1884)年11月以降の神奈川県布達を精査する.

- 3) 18世紀末以降の流産・死産児に関わる葬送墓制の変容に関する民俗調査を行う.
- 4) 18世紀末以降の労働需要の上昇や死生観の変容などを視野に入れて,流産・死産児に関わる葬送墓制の変容を位置づける考察を行う.

いずれ他日を期して,寺院「過去帳」の史料性格を解明したい.

謝辞

本研究には,2009~2012年度・科学研究費補助金(基盤研究B,課題番号:21300098,研究代表者:川口 洋)と2011年度・帝塚山大学・特別研究費(研究代表者:川口 洋)の助成を受けた.貴重な史料の閲覧を快諾された寺院,神奈川県布達について貴重なご教示いただいた神奈川県公文書館には,深謝申し上げます.

参考文献

- [1] 川口洋・上原邦彦・日置慎治:「過去帳」分析システムを用いた史料吟味,情報処理学会シンポジウムシリーズ「人文科学とコンピュータシンポジウム論文集」,Vol.2006, No.17, pp.101-108, 2006.
- [2] 川口 洋:武蔵国多摩郡の寺院「過去帳」に記録されている子供の戒名 -「過去帳」分析システムを用いた史料検討-,統計,Vol.60, No.6, pp.17-23, 2009.
- [3] 中山文人:本土寺過去帳をめぐる諸問題(地方史研究協議会編『地方史・研究と方法の最前線』雄山閣), pp.54-76, 1997.
- [4] 丸山博・松田武:歴史人口研究におけるわれわれの課題 -回顧と展望-,民族衛生, Vol.42, No.5, pp.227-235, 1976.
- [5] 川口洋・上原邦彦・日置慎治:「過去帳」分析システムの構築と活用 -大都市近郊農村における民衆の死亡地-,情報処理学会研究報告, Vol.2007, No.95, pp.49-56, 2007.
- [6] 関根達人・渋谷悠子:津軽の近世墓標・過去帳にみる社会階層(長谷川成一ほか編『北方社会史の視座1』清文堂)
- [7] Kawaguchi Hiroshi: Data analysis system for population and family studies on Japan in the 17th-19th centuries, *Japanese Journal of Human Geography*, Vol.61, No.6, pp.2-22, 2009.
- [8] 東京都『東京市史稿 市街編六十三』,

- pp.624-628, 1971.
- [9] 東京都『東京市史稿 市街編六十三』, p.629, 1971.
- [10] 東京都『東京市史稿 市街編六十三』, p.630, 1971.
- [11] 内閣官報局『法令全書 明治十七年』, pp.144-145, 1912.
- [12] 内閣官報局『法令全書 明治十七年』, p.300, 1912.
- [13] 内閣官報局『法令全書 明治十三年』, pp.160-161, 1912.
- [14] 内閣官報局『法令全書 明治十七年』, pp.506-508, 1912.
- [15] 東京都『東京市史稿 市街編八十一』, pp.1020-1022, 1990.
- [16] 村越一哲：明治後期における死産統計の信頼性と死産率の推計，文化情報学，第 11 巻 第 1 号，pp.1-13, 2004.
- [17] 高瀬真人：1890 年～1920 年のわが国の人口動態と人口静態，人口学研究，No.14, pp.21-34, 1991.
- [18] 斎藤 修：明治期の乳胎児死亡 - 北多摩村の一事例 - (速水 融編著『近代移行期の人口と歴史』ミネルヴァ書房)，pp.99-118, 2002.